

下請振興法改正法の概要

(下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律)

新名称：「受託中小企業振興法」

関東経済産業局

目次

1. 現行振興法等の概要
2. 改正振興法の内容等
3. 振興法に関連する取組等

目次

1. 現行振興法等の概要
2. 改正振興法等の内容
3. 振興法に関連する取組等

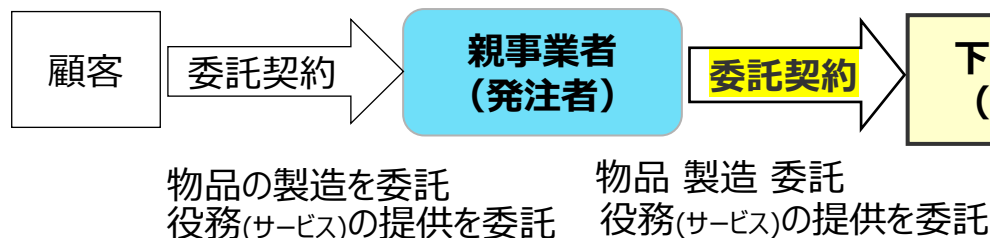
1. 趣旨・目的

- 下請関係を改善し、下請中小企業の振興を図るための法律。

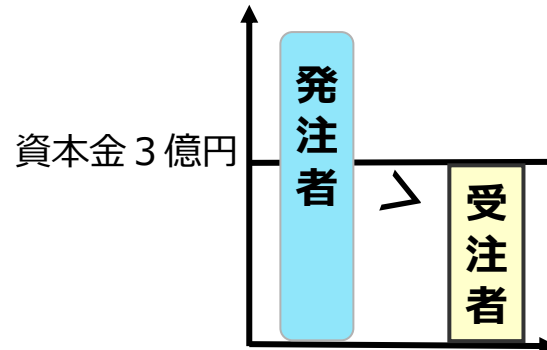
2. 適用対象

- (1) + (2)を満たす親事業者・下請事業者が適用対象。

(1) 委託契約類型 (下請法と同様)



(2) 資本金 (下請法より広い)



3. 具体的な措置

- ① 経済産業大臣が「振興基準」※を定める。

※下請事業者と親事業者のよるべき基準。振興基準に基づき、業界団体は自主行動計画を策定 (31業種・84団体)
(例: 「『労務費の指針』に沿って十分に協議を行う」、「原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す」等)

- ② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への指導・助言。
- ③ 調査、公表 (例: 価格交渉・転嫁の状況の「発注者リスト」(延べ985者)を、社名入りで公表)
- ④ 下請企業と親企業が協力して作成する「振興事業計画」について、金融支援。

振興法に基づく「振興基準」について

○「振興基準」は、振興法に基づき経済産業大臣が定める、委託事業者及び中小受託事業者が「よるべき一般的な基準」

○ 振興基準は、

- ①振興法に基づく大臣名での「指導・助言」の基準、
- ②各業界団体（84団体）が作成する自主行動計画で、振興基準の遵守が謳われ、
- ③パートナーシップ構築宣言した企業は、「振興基準を遵守する」旨を宣言・公表する

ことから、発注者の取引方針の適正化に活用しうるもの

受託中小企業振興法（令和8年1月1日施行）

（振興基準）

第3条 経済産業大臣は、受託中小企業の振興を図るため中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準(以下「振興基準」という。)を定めなければならない。

（指導等）

第4条 主務大臣は、受託中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、中小受託事業者又は委託事業者に対し、振興基準に定める事項について、指導又は助言を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨するものとする。

目次

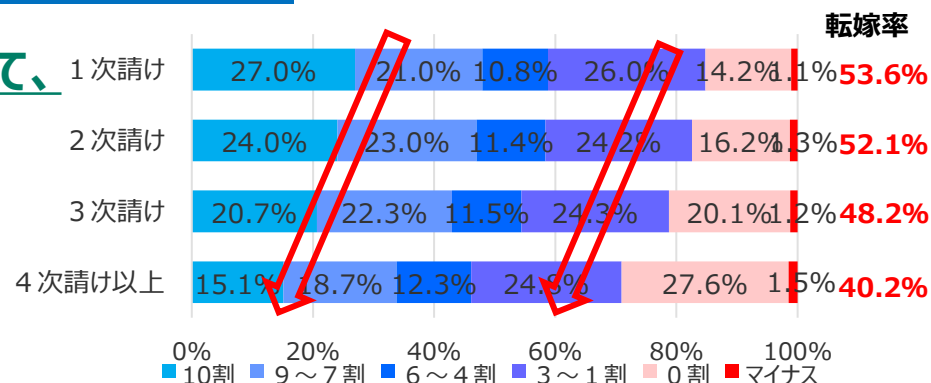
1. 現行振興法等の概要
2. 改正振興法等の内容
3. 振興法に関連する取組等

下請振興法の改正事項の概要①（多段階の事業者が連携した取組への支援）

課題①（サプライチェーンの深層における取引適正化対策）

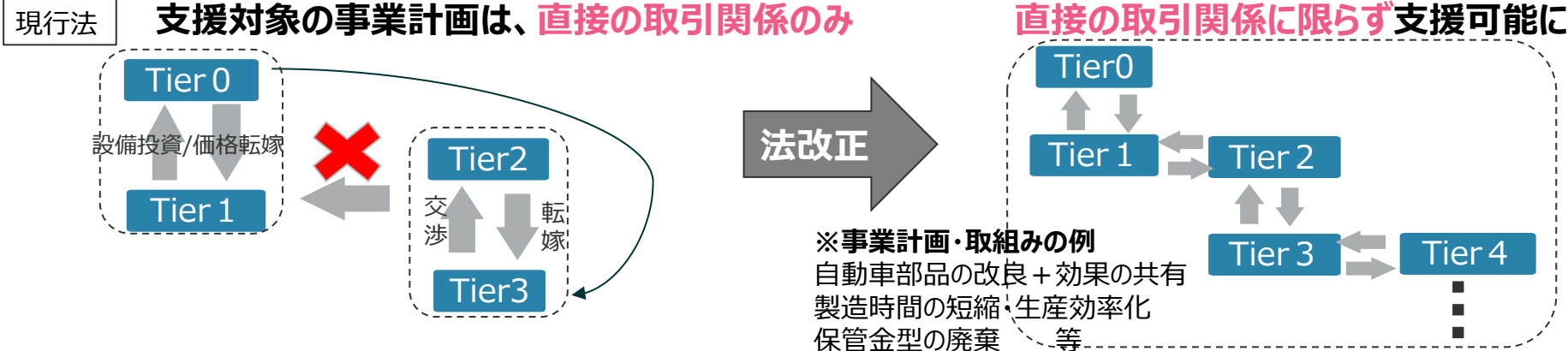
- サプライチェーンの取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低い。（価格交渉促進月間（2025年3月）結果）
- 直接の取引先を越えて、1つ先、「数次先の取引先まで含めて、価格交渉」しない商習慣。

※受注側企業の取引段階と価格転嫁率



改正内容①（多段階の事業者が連携した取組への支援）

【第5条関係】



- ◆ 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、**2以上の取引段階にある事業者による振興事業計画に対し、承認・支援**できる旨を追加。

⇒ 直接の取引先との関係のみならず、サプライチェーン全体の取引適正化等の取組を促すメッセージ

下請振興法の改正事項の概要②（国・地方公共団体の責務規定新設）

課題②（地方公共団体における取引適正化対策）

- 地方における価格転嫁の推進には、**都道府県毎の取引適正化に向けた取組が重要。**

<取組例>

- ① パートナーシップ構築宣言（発注者の立場でサプライチェーン全体の付加価値向上・取引慣行の遵守を宣言。5.8万社）の普及のために**経済団体との協定締結**
- ② 宣言企業への補助金加点等のインセンティブ
- ③ **価格交渉セミナー**の実施

※パートナーシップ構築宣言普及に向けた各都道府県の取組
「第6回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（令和7年2月）」資料2-3



改正内容②（国・地方公共団体の責務規定新設）

【新第23条関係】

- ◆ **地方公共団体は受託中小企業の振興に必要な取組の推進等に努める、国・地方公共団体等が密接な連携の確保に努める**旨を規定。

⇒ **全国津々浦々の価格転嫁を推進**

新たな取組：全国47都道府県に設置されている下請かけこみ寺に寄せられる**中小企業からの声の一層の活用のための連携強化**

下請振興法の改正事項の概要③（主務大臣の権限強化「勸奨」）

課題③（主務大臣による指導助言を受けても改善しない例）

- 下請Gメンのヒアリング結果、価格交渉促進月間における調査結果を受けて、価格交渉・価格転嫁等の状況が芳しくない事業者に対し、主務大臣による指導・助言を実施。
⇒ 取引方針が改善される等、一定の効果あり。
- 他方、何度か指導・助言を受けても、取引方針が改善されない事業者も存在。
⇒ そうした事業者は、改善の意思はあるものの、どのような取組を講じるべきか、具体的な検討が不十分な者あり。

改正内容③（主務大臣の権限強化「勸奨」）

【第4条関係】

- ◆ 主務大臣が指導・助言したものの、状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して、その実施を促す（「勸奨」する）ことができる旨を規定。
⇒ 価格転嫁・取引適正化の実効性を高める。
※下請法違反事業者に対しては下請法に基づき対応。

下請振興法の改正事項の概要④（適用対象の追加）

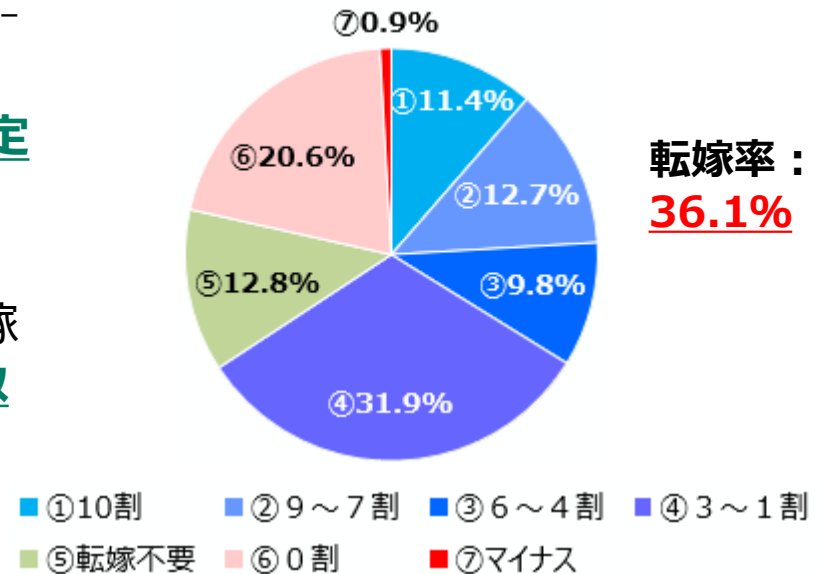
課題④（ⅰ 発荷主-元請運送事業者の取引、ⅱ 資本金基準で捉えられない取引の価格転嫁）

- トラック運送の価格転嫁率は全業種で最下位であり（価格交渉促進月間（2025年3月））、商流の源（発荷主-元請運送）から価格転嫁を推進する必要。

⇒ 運賃を交渉で決めるという商習慣を業界で定着させる必要。

- サプライチェーン全体で円滑かつ迅速な価格転嫁を定着させるには、資本金の大小関係がない取引でも価格転嫁を推進する必要。

※トラック運送業の価格転嫁の状況〔コスト全般〕



改正内容④（適用対象の追加）

【新第2条第1項第6号、第4項、第5項関係】

- ◆ ①発荷主-運送の取引（下請法と同様）②従業員の大小関係がある委託事業者（下請法より広い）を追加。

⇒ 中小企業同士等、**下請法の対象外の取引も含めて、支援または指導・助言・勧奨の対象とし、価格転嫁・取引適正化を浸透させる**

下請振興法の改正事項の概要⑤（「下請」という用語の改正）

改正内容⑤（「下請」という用語の改正）

【題名、第1条、第2条等関係】

◆ 「下請」等が含まれる用語を、振興法においても改正する。

「下請中小企業」 ⇒ 「受託中小企業」

「親事業者」 ⇒ 「委託事業者」

「下請中小企業振興法」 ⇒ 「受託中小企業振興法」

法改正をふまえた「振興基準」の改正（令和8年1月1日施行）

1. 振興基準の趣旨・理念の明記

前文で、委託事業者・中小受託事業者**双方が適正な利益**を得て、直接の取引先から**更に先の取引先も含めた事業者間の協力**や、サプライチェーンの**深い層を含む、サプライチェーン全体で付加価値向上**を目指す旨を明確化。

2. 中小受託事業者の利益保護に繋がるよう、「中小受託取引適正化法」の改正の反映や、取引における留意事項の追記

取適法運用基準（通達）に記載の**不適切な取引事例は行わないことや、手形払いの禁止**、サプライチェーン全体での**支払手段の適正化**に努める旨を追記。

また、「契約後に不当な**やり直し・受領拒否が生じないよう発注内容を明確化**」「**発注量が予定より合理的理由なく大きな乖離が生じる場合の、発注者からの自主的協議**」を促す旨を規定。

3. 振興事業計画の活用促進

複数の取引段階（事業者1→2→3）の事業者による振興事業計画が、支援対象に追加されたことを踏まえ、本計画の活用を促す旨を新たに規定。

4. 振興基準を活用しやすく整理（例：「交渉」に関する規定の集約など）

価格交渉、転嫁を求める立場の**中小受託事業者が活用しやすいよう**、交渉、転嫁に関するルールを集約するなど**構成を整理**。 中小企業が、本基準を**交渉等で活用すべき旨**も明記。

5. 「下請」等用語の改正

「親事業者」→ 「委託事業者」、「下請事業者」→ 「中小受託事業者」 等

※改正振興基準は中小企業庁HPからご確認できます→



目次

1. 現行振興法等の概要
2. 改正振興法等の内容
3. 振興法に関連する取組等

各業界団体による自主行動計画の策定

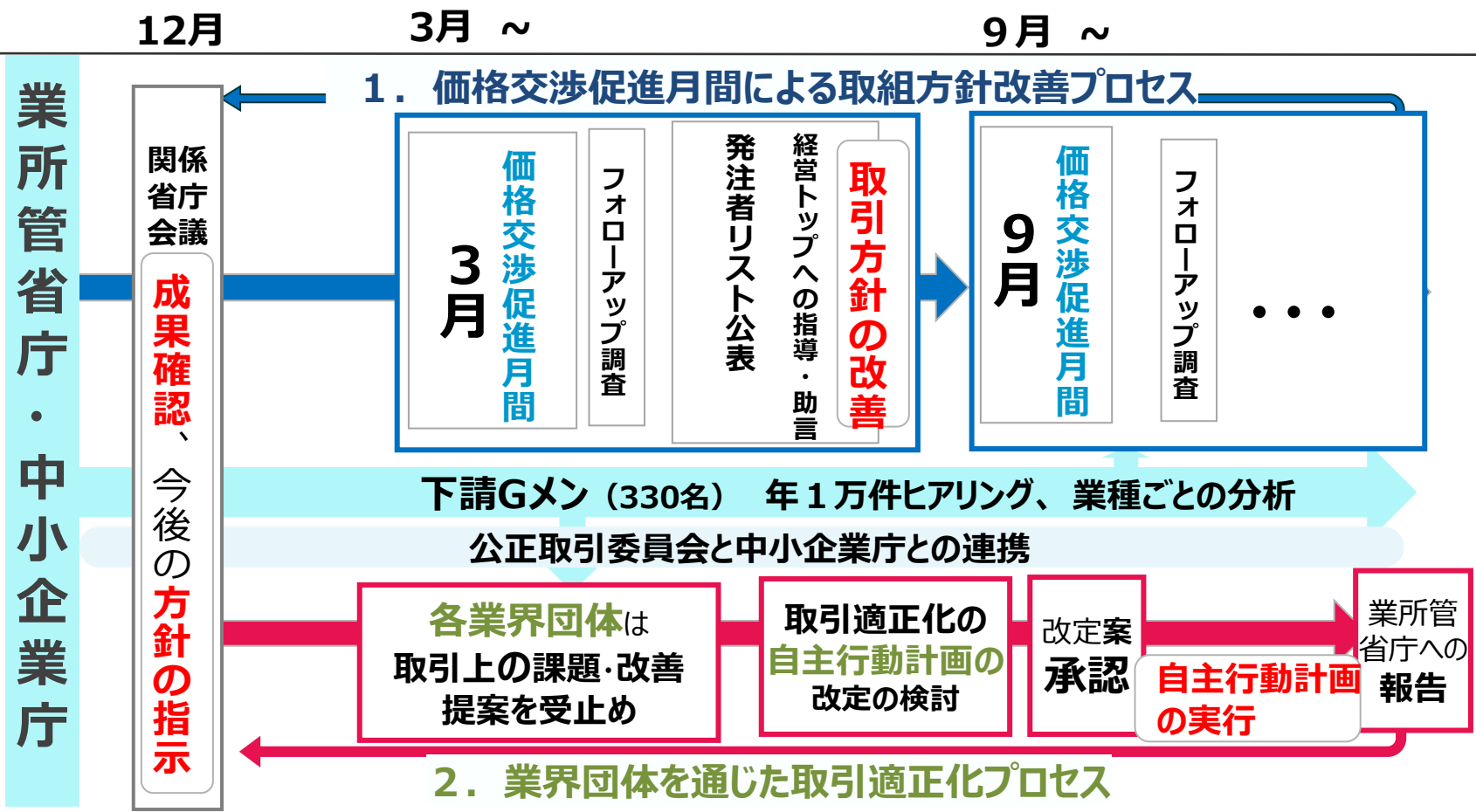
取引適正化に向けた自主行動計画 策定団体 31業種84団体（令和7年8月時点）

自動車（日本自動車工業会／日本自動車部品工業会）、
素形材（日本金型工業会／日本金属熱処理工業会／日本金属プレス工業協会／日本ダイカスト協会／日本鍛造協会／日本鋳造協会／日本鋳鍛鋼会／日本粉末冶金工業会／日本鍛圧機械工業会／日本工業炉協会／日本バルブ工業会）、
機械製造業（日本建設機械工業会／日本産業機械工業会／日本工作機械工業会／日本半導体製造装置協会／日本ロボット工業会／日本分析機器工業会／日本計量機器工業連合会／日本鉄道車輛工業会）、
航空宇宙（日本航空宇宙工業会）、
繊維（日本繊維産業連盟）、
紙・紙加工（日本製紙連合会／全国段ボール工業組合連合会）、
電機・情報通信機器（電子情報技術産業協会／日本電機工業会／カメラ映像機器工業会／情報通信ネットワーク産業協会／ビジネス機械・情報システム産業協会）、
情報サービス・ソフトウェア（情報サービス産業協会）、
流通（日本スーパーマーケット協会／全国スーパーマーケット協会／日本フランチャイズチェーン協会／日本チェーンドラッグストア協会／日本ボランタリーチェーン協会／日本DIY・ホームセンター協会）、
家具・建材・住宅設備（日本建材・住宅設備産業協会／アジア家具フォーラム／日本オフィス家具協会／日本家具産業振興会／全日本ベッド工業会／日本ガス石油機器工業会）、
金属（日本電線工業会／日本鉄鋼連盟／日本アルミニウム協会／日本伸銅協会）、
防衛（日本防衛装備工業会）、
警備（全国警備業協会）、

化学（日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成品工業協会／石油化学工業協会／日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟）、
通信（電気通信事業者協会）、
放送コンテンツ（放送コンテンツ適正取引推進協議会）、
トラック運送（全日本トラック協会）、
建設（日本建設業連合会）、
金融（全国銀行協会）、
商社（日本貿易会）、
印刷（日本印刷産業連合会）、
造船（日本造船工業会／日本中小型造船工業会）、
住宅（住宅生産団体連合会）、
広告（日本広告業協会）、
電力（送配電網協議会）、
食品製造業（食品産業センター／酒類業中央団体連絡協議会）、
食品卸売業（日本加工食品卸売協会／日本外食品流通協会／日本給食品連合会／全国給食事業協同組合連合会／全国青果卸売市場協会／全国魚卸売市場連合会）、
飲食業（日本フードサービス協会）、
不動産管理業（マンション管理業協会／日本賃貸住宅管理協会）、
映画・アニメーション制作業（日本動画協会／日本映画製作者連盟／協同組合日本映画製作者協会／日本映像職能連合／日本映画制作適正化機構）、
その他のサービス業（全国ビルメンテナンス協会）

取引方針の改善サイクル（個別企業および各業界全体）

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が高騰する中、コスト上昇分をサプライチェーン全体で適切に分担し、中小企業の賃上げ原資を確保するためにも、以下の2つの適正化プロセスを確立し、価格転嫁はじめ取引適正化を継続的に推進。
 - － 1 価格交渉促進月間の推進により、個別企業の取引方針の改善
 - － 2 業界団体を通じ、業界全体での取引適正化



パートナーシップ構築宣言とは

事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。以下 2 点を盛り込んでいる。

- (1) サプライチェーン全体の**共存共栄**と**新たな連携**（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
- (2) **下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）**の遵守、特に、**取引適正化の重点5課題（※）への取組**

※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

パートナーシップ構築宣言とは

宣言するメリット

宣言の登録

会議・イベント

登録企業リスト

お知らせ

FAQ・お問合せ

大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために！

パートナーシップ構築宣言とは

事例集

登録方法

登録

登録企業リスト
現在の登録数
78,937 社

ご静聴ありがとうございました。

アンケートへの御回答よろしくお願いします。



參考資料

適正取引講習会



参加申し込みはこちら→

1. 価格交渉講習会

- 取引先との価格交渉に役立つツールやポイントを解説し、実際の事例を基に具体的なアドバイスを提供する講習会
- 専門家による個別相談会も開催
- 全国47都道府県にて対面開催（各1回）
- 受講者の満足度は高く、延べ8000人以上が参加（令和6年度実績）

参加者数

8,000
人以上

講習会参加者の声
Voice's

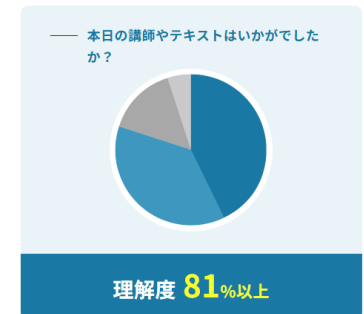
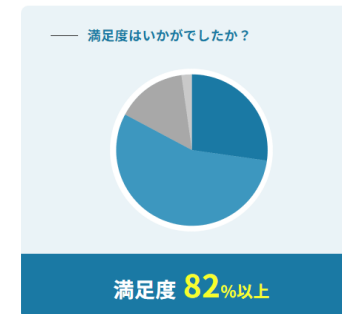
講習会の内容が今後の価格交渉にすぐに取り入れられるような実践的なものだった。公的機関のサポートや相談窓口も積極的に活用したいと思う



2. 中小受託取引適正化法（下請法）講習会

- 改正下請法の基礎知識を学べる無料のオンライン講習会、理解をさらに深められるEラーニングを提供
- 社内、地域で幅広く参加可能
- ビジネスシーンに精通した弁護士が解説
- 理解度、満足度共に80%以上

受講者アンケート



参加申し込みはこちら → <https://tekitorisupport.go.jp/>
(適正取引支援サイト)

振興事業計画

振興事業計画の概要（下請振興法第5条）

- **下請事業者等と、親事業者**は、下請中小企業を振興する事業（※1）について、振興事業計画を作成し、主務大臣の承認を受けることができる制度。
- **保険の限度額の別枠化、低利融資等の支援措置**を受けられることによって、親事業者と下請事業者による設備投資や事業の共同化を促進。

➤ 承認のポイント

- 振興事業の目標及び内容
- 振興事業の実施時期
- 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

	対象企業者	根拠法	対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率（年率）
下請振興関連保証（57）	承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する下請事業者たる中小企業者	「下請中小企業振興法」（昭和45年法律第145号）	○振興事業資金 ○普通・無担保・特別小口・流動資産担保保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%） 流動資産担保 0.29%

※1：発注分野の明確化、下請事業者の設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上、事業の共同化、その他下請振興に資する事業。

振興基準の改正

改正「振興基準」の規程の整理（項目は法律列挙順）

第1 中小受託事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

- 1 中小受託事業者の努力
- 2 委託事業者の努力

第2 発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項

- 1 基本契約の締結（旧第8）
- 2 契約条件の明確化及び書面等の交付
- 3 発注の事務の円滑化等
- 4 発注分野の明確化
- 5 長期発注計画の提示及び発注契約の長期化
- 6 発注の安定化、リードタイムの確保等
- 7 納期及び納入頻度の適正化等
- 8 設計図、仕様書等の明確化による発注内容の明確化
- 9 取引停止の予告
- 10 知的財産の保護及び取引の適正化（旧第8）

第3 中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

- 1 情報化への積極的対応

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

- 1 中小受託事業者に対する威圧的交渉の禁止（旧第7）
- 2 対価の決定の方法の改善
- 3 代金の支払方法の改善
- 4 納品の検査の方法の改善
- 5 支給材の支給及び設備等の貸与の方法の改善
- 6 金型、樹脂型、木型等の型又は治具に係る取引条件の改善
- 7 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

第5 中小受託事業者の連携の推進に関する事項

- 1 振興事業計画（新規追加）
- 2 特定連携事業

第6 中小受託事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項

- 1 一般的留意事項
- 2 自然災害等への対応に係る留意事項
- 3 事業承継に向けた取組（旧第3）

第7 受託取引に係る紛争の解決の促進に関する事項

- 1 受託取引の紛争に関する協議及び紛争解決のあっせん
- 2 受託取引に係る紛争の未然防止及び取引の適正化のための体制整備

第8 受託取引の機会の創出の促進その他受託中小企業の振興のため必要な事項

- 1 業種別ガイドライン及び自主行動計画
- 2 パートナシップ構築宣言
- 3 計算書類等の信頼性確保
- 4 報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の円滑化
- 5 支援施策の活用
- 6 受託取引の機会の創出の促進

本基準は、受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき経済産業大臣が定める、委託事業者及び中小受託事業者が「よるべき一般的な基準」である。

本基準の目的は、受託取引における中小受託事業者の事業運営の方向性、委託事業者が行う発注の在り方等を示し、受託中小企業の振興を図ろうとするものである。

中小受託事業者の事業活動は、委託事業者の取引方針、発注の在り方に大きな影響を受けるものであり、まず何よりも、委託事業者と中小受託事業者の取引の公正と、これを通じた中小受託事業者の価値向上への意欲の確保と適正な利益の確保が図られなければならない。その上で、委託事業者と中小受託事業者の相互理解と信頼によって、双方が適正な利益を得て、サプライチェーンの深い層の受託中小企業を含む、サプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、共存共栄・互恵的な取引関係の構築を促す必要がある。

このため、委託事業者は、直接の取引先の中小受託事業者のみならず、さらにその先の中小受託事業者も含めて、その提供する製品・サービス等の価値や潜在力を長期的かつ広範な視野から捉え、共存共栄を図っていくべきである。更に、需要者（顧客）も含めたサプライチェーン全体での適正取引が実現するよう、直接の取引関係にある委託事業者と中小受託事業者のみならず、さらにその先の中小受託事業者等を含めた、複数の取引段階にある事業者間で協力した取組が望まれる。

中小受託事業者は、自らが提供する付加価値について正当な評価を受け、適正な利益を得るために、委託事業者に対し発注内容・契約条件の明確化、発注・対価の決定方法の改善を求めて協議・交渉を申し入れるなど、法の適用対象が広いことも有効活用し、個別の取引において本基準の内容・考え方を積極的に活用することが望まれる。また、脱炭素化、電子受発注の導入を始めとする情報化等の自助努力を行うべきである。

本基準は、中小受託事業者又は委託事業者の事業を所管する省庁（以下「事業所管省庁」という。）の担当大臣その他関係行政機関の長が、法の目的を達成するために行う指導、助言及び勧奨の根拠となる考え方を示すとともに、事業所管省庁が業種別に策定する「受託適正取引等の推進のためのガイドライン」（以下「業種別ガイドライン」という。）の策定又は改定に当たり参照されるものである。また、本基準は、事業者団体等による「自主行動計画」の策定又は改定に当たり主要な要素の一つとして参照されるものである。さらに、委託事業者及び中小受託事業者の望ましい取引慣行の遵守等を事業者の代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」のひな形の作成又は改定に当たり参照されることが期待される。

第1 中小受託事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

2 委託事業者の努力

委託事業者は、中小受託事業者が働き方改革、生産性の向上等に取り組むことができるよう配慮して、中小受託事業者の要請に応じ、中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上並びに経営管理及び人事・労務管理の改善に際し、助言、研修、従業員の派遣等の協力を行うほか、中小受託事業者に対する発注条件、取引条件等を設定するよう努める。また、中小受託事業者の脱炭素化、情報化等を支援し、他の事業者と既存の取引関係、系列、企業規模等を超えた連携を進めること等により、サプライチェーン全体における付加価値向上及び共存共栄の実現に努めるものとする。その際、脱炭素化に伴うコストは、サプライチェーン全体で負担し、中小受託事業者のみに負担が寄せられないように配慮する。

第2 発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項

2 契約条件の明確化及び書面等の交付

委託事業者は、発注内容が曖昧な契約とならないよう、中小受託事業者と十分に協議を行った上で、発注内容、納期、価格、付随費用（型、治具等の費用、運送費、保管費等をいう。）、支払手段、支払期日、仕様変更時の追加料金・算定方法等の契約条件について、書面等（電子メールその他の電磁的記録を含む。以下同じ。）による明示及びその交付を徹底する。

6 発注の安定化、リードタイムの確保等

(4) 委託事業者は、発注予定数量を中小受託事業者に提示し、その後、合理的理由なく発注予定数量と実際の発注数量に大きな乖離が生じた場合には、**下請事業者から要請があったときは、**その費用負担の軽減に配慮しつつ、中小受託事業者と十分に協議を行い、余剰となる製品在庫及び残材の買取りを行い、並びに労務費、外注費その他の諸経費の増加分を支払う等の措置を講ずるものとする。

8 設計図、仕様書等の明確化による発注内容の明確化

(1) 委託事業者は、**契約後に**不当なやり直しや受領拒否が生じないよう、発注に際して中小受託事業者に対して示すべき設計図、仕様書等の内容を明確にするものとする。

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

2 対価の決定の方法の改善

(2) 委託事業者及び中小受託事業者は、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行うものとする。委託事業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。また、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。

その際、業界慣行に基づく一方的な対価の決定や、従前の対価からの一方的な減額を行ってはならないほか、委託事業者は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（令和7年公正取引委員会事務総長通達第13号。以下「取適法運用基準」という。）に違反行為事例として掲げられている「拒否等により委託事業者が協議に応じない例」、「詳細な情報提示要求により委託事業者が協議に応じない例」、「中小受託事業者が協議を求めた事項について必要な説明又は情報を提供しない例」を行わないことを徹底する。

3 代金の支払方法の改善

(2) 代金の支払は、取適法上、手形による支払が禁止されていることに鑑み、できる限り現金によるものとする。少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。なお、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む場合には、中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者は、振込手数料を中小受託事業者に負担させ、代金から差し引いてはならないものとする。

4 納品の検査の方法の改善

(2) 委託事業者は、(1)の規定により定めた検査の実施方法及び検査基準に基づき、納品後、速やかに納品に係る目的物等の検査を行うものとする。なお、検査の実施にかかわらず当該目的物を自己の支配下に置いた日を受領日とする。

第5 中小受託事業者の連携の推進に関する事項

1 振興事業計画

委託事業者、中小受託事業者及び当該中小受託事業者から委託を受ける中小受託事業者等は、中小受託事業者の技術の向上、生産性の向上、製品の改善等によって、さらにその先の中小受託事業者等への価格転嫁を含めたサプライチェーン全体での共存共栄を図るものとし、その際、**法第5条第1項の振興事業計画の活用も検討するよう努めるものとする**。また、振興事業計画を作成するに当たっては、以下の内容を満たすものとする。

(1) 振興事業計画の目標

中小受託事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上及び事業の共同化その他の下請中小企業の振興に関する事業であること。

(2) 振興事業の実施時期

振興事業計画の実施時期は、原則として1年以上3年以内とすること。

(3) 振興事業に必要な資金の額及び調達方法

株式会社日本政策金融公庫からの借入れ又は独立行政法人中小企業基盤整備機構による高度化事業に係る資金の借入れを行う場合にはその旨及び金額を記載すること。

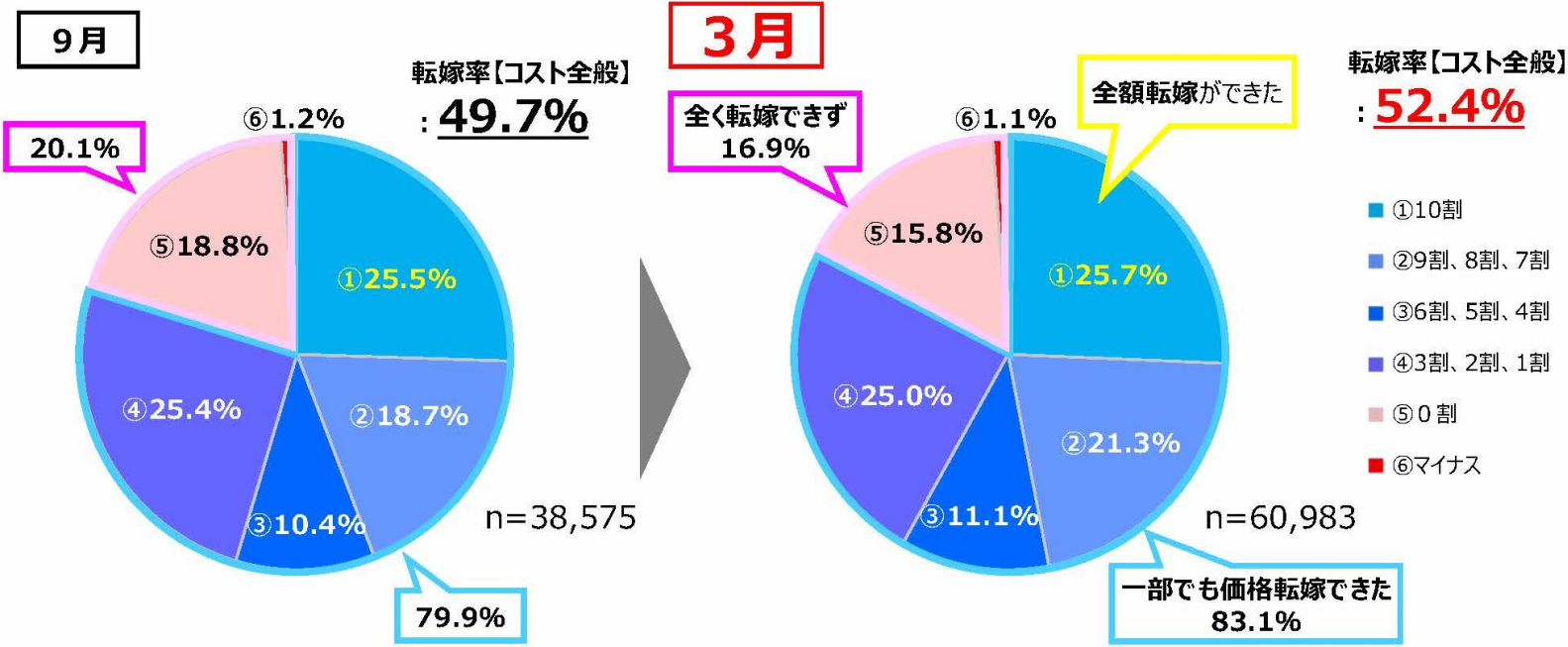
価格交渉促進月間

価格転嫁の状況①【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- コスト全体の価格転嫁率は**52.4%**。昨年9月より約3ポイント増加（前回49.7%→52.4%）。
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、前回から約3ポイント増の**83.1%**。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は**減少**（前回20.1%→16.9%）。
 - 価格転嫁の状況は改善してはいるが、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態。転嫁が困難な企業への**対策が重要**。

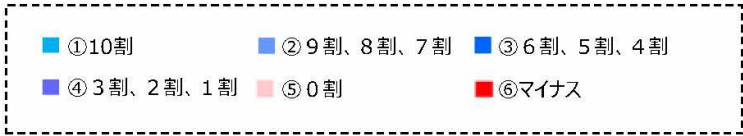
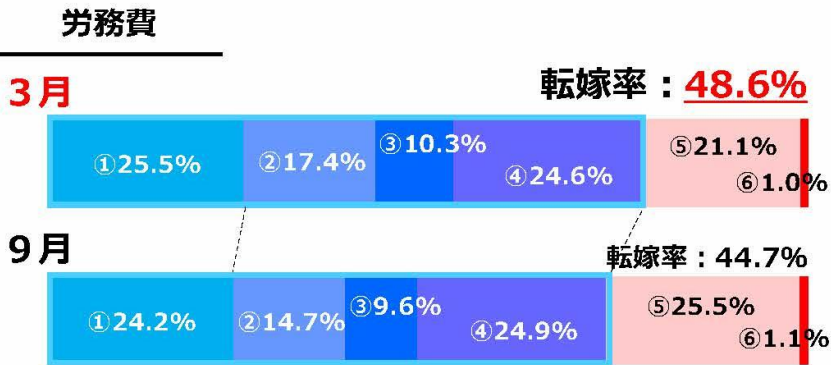
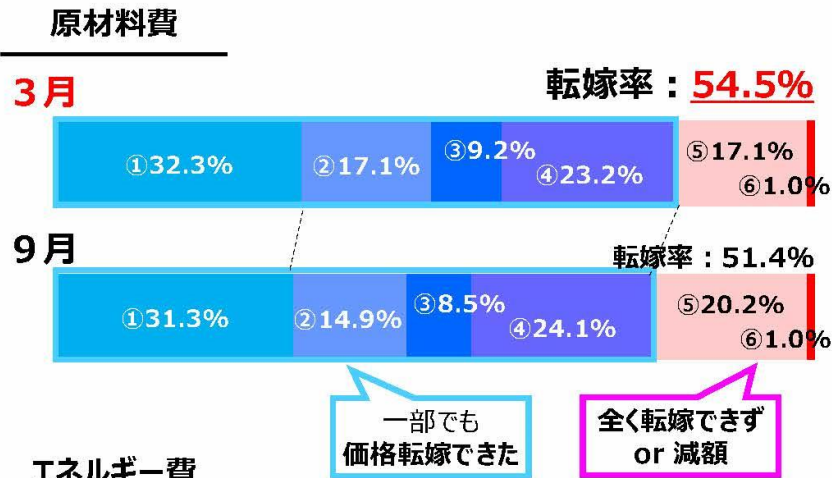
直近6か月間における価格転嫁の状況



価格転嫁の状況②【コスト要素別】

※ 「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

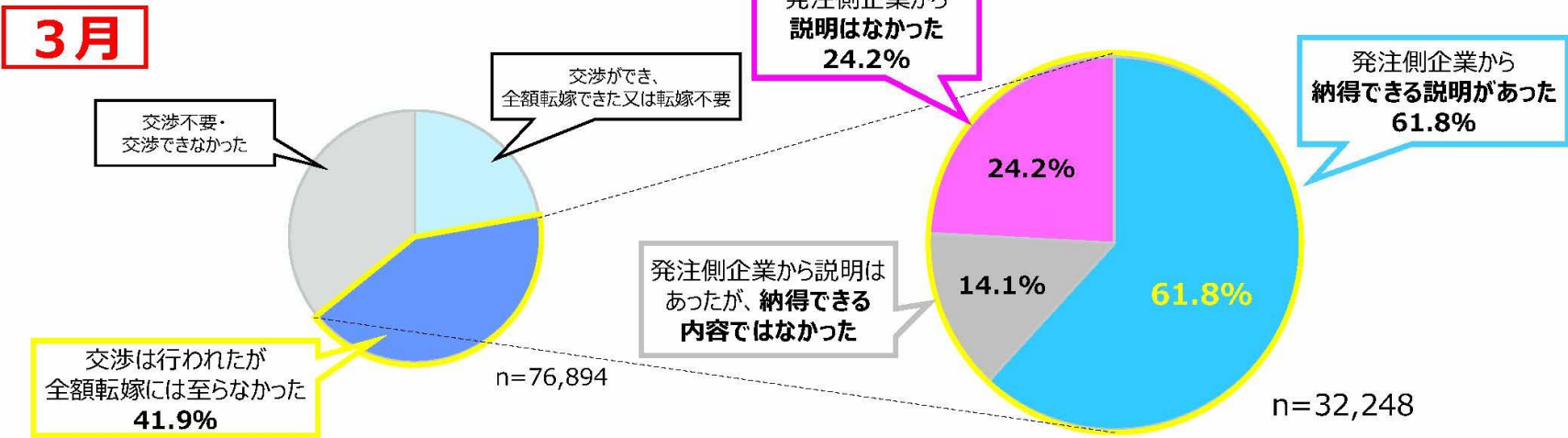
- ・ 労務費の転嫁率は、前回から約 4 %ポイント上昇したものの、原材料費と比較して約 6 ポイント低い水準。
- ・ エネルギー費の転嫁率も、前回から約 3 %ポイント上昇したものの、コスト全般の転嫁率より低い水準。
 - 労務費指針や、原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す旨の振興基準等を引き続き周知していく。



価格転嫁に関する発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、全額の転嫁には至らなかった企業（全体の41.9%）のうち、「発注側企業から説明はあったものの、納得できるものではなかった」又は「発注側企業からの説明はなかった」とする回答が約 4 割（前回39.6%→38.2%）。
- 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、価格に関する十分な説明も求めていく必要。協議において、必要な説明又は情報の提供をしない、一方的な価格決定を禁止する「中小受託取引適正化法」の周知を徹底していく。

発注側企業からの説明状況



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲コスト上昇を踏まえ、赤字根拠について記入した資料を提出し、何度も価格交渉を申し入れたが全く応じてもらえなかった。
- ▲コストアップの根拠を示した価格を提示したが、発注企業側から、根拠の説明がない価格を一方的に通知された。

パートナーシップ構築宣言

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義①

- 宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営する**ポータルサイトに掲載・公表**されます。
- 宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の**「ロゴマーク」**を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPRできます。また、**SDGSの目標と紐付けた活動のPRも可能**です。

■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト



【URL】 <https://www.biz-partnership.jp>



■ロゴマーク

宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができます。



■SDGSアクションプラン2023

SDGsを推進するための具体的な施策を政府がとりまとめた「SDGSアクションプラン2023」において、パートナーシップ構築宣言の推進が、以下の6つの目標に関する施策として登録されています。宣言内容に応じて、これらの目標と紐付けて自社の活動のPRいただくことが可能です。

- 3.すべての人に健康と福祉を
- 8.働きがいも経済成長も
- 9.産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10.人や国の不平等をなくそう
- 13.気候変動に具体的な対策を
- 17.パートナーシップで目標を達成しよう



「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義②-1

- 以下などの**補助金で加点**を受けることができます。加点される補助金は、今後追加見込みです。

＜中小企業庁補助金＞

● ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

- ➡ 中小企業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた、**革新的な新製品・新サービスの開発や海外需要開拓に必要な設備投資等**を支援。

＜資源エネルギー庁補助金＞

● 省エネルギー投資促進支援事業費補助金

- ➡ 工場・事業場等の産業・業務部門における、省エネ性能の高い設備・**機器への更新**に係る費用の一部を支援。

● 災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

- ➡ **避難所や避難困難者が多数生じる施設等**に設置するLPガスタンク、石油タンク等を導入する者に対し、**LPガスタンク等の購入や設置工事費に要する経費の一部**を補助する。

● ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)実証事業

- ➡ ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物について、**先進的な技術等の組合せによるZEB化の実証**を支援し、その成果の横展開を図る。

● 中小企業新事業進出促進補助金

- ➡ 企業の成長・拡大を通じた生産性向上や賃上げを促すために、中小企業等が行う、既存事業とは異なる、**新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等**を支援。

● 再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業

- ➡ 再生可能エネルギーの自立的な導入拡大を進め、安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的とし、再生可能エネルギー発電設備に併設するFIP認定を取得した**蓄電池の導入**の経費の一部を補助。

● 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

- ➡ 工場・事業場全体で行う、**先進型設備等の導入**や、機械設計を伴う設備、事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備又は**省エネ効果の高い特定の設備の組み合わせ導入**、脱炭素につながる電化・燃料転換を伴う設備更新を支援。

※加点措置のある補助金については、ポータルサイトで随時更新します。

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義②-2

- 以下などの**補助金で加点**を受けることができます。加点される補助金は、今後追加見込みです。

<経済産業省補助金>

●コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金

- ➡国内のライブエンタメ等のコンテンツ産業の活動を下支えし、収益力を回復させるため、
 - ①コンテンツ自体のデジタル化に関する取組
 - ②コンテンツの展開・配信・収益化に関する取組を実施することを通じて**海外展開に必要となるデジタル技術**を軸に今後応用性のある取組を支援。

●地域復興実用化開発等促進事業費補助金

- ➡**福島**イノベーション・コースト構想において重点的に取り組む分野について、地元企業等又は地元企業等と連携して行う**実用化開発等**を支援。

●自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

- ➡原子力災害により甚大な被害を受けた避難指示区域等及び福島国際研究産業都市区域を対象に、**工場等の新增設**を行う企業を支援し、雇用の創出及び産業集積を図る。

●アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業

- ➡アジア新興国等を巻き込んだ脱炭素化を目指すため、**日本企業が有する省エネ技術の海外移転**の支援や、**日本企業が有するカーボンニュートラル実現のための先進技術に関するセミナー実施等**の支援を実施。

●皮革産業振興対策事業費補助金

- ➡日本の**皮革関連産業の発展及び競争力強化**を図るため、自ら改革意欲を持って前向きな取組を行う皮革関連産業事業者を支援。

●伝統的工芸品産業支援補助金

- ➡**「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の規定された計画に基づき**、経済産業大臣が指定した伝統的工芸品の組合、団体及び事業者等が実施する、原材料確保対策事業、若手後継者の創出育成事業、他分野や他産地との連携事業、国内外の大消費地等での展示会への出展等に対して支援。

●ワクチン生産体制強化製造拠点等整備事業補助金

- ➡平時は企業のニーズに応じたバイオ医薬品を製造し、**感染症有事にはワクチン製造へ切り替えることができるデュアルユース設備を有する拠点の整備**に取り組む企業等に対して支援。

●中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

- ➡地方における持続的な賃上げ実現に向けて、**地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の喫緊の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資**を支援。

※加点措置のある補助金については、ポータルサイトで随時更新します。

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義②-3

- 以下などの**補助金で加点**を受けることができます。加点される補助金は、今後追加見込みです。

＜他省庁補助金＞

● 先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業

- ➡ 高品質コンテンツの製作を促進するため、国内でコンテンツを製作する者に対し、**海外での放送・配信を前提とした実写コンテンツの制作における、先進的な設備又は放送機材を取得又は使用する**際に要する経費等の一部を支援。

● 酒類業振興支援事業費補助金

- ➡ 日本産酒類の輸出拡大及び酒類業の経営改革・構造転換を図るため、酒類事業者による、**日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組及び国内外の新市場開拓など**の意欲的な取組を支援。

● 地域型食品企業等連携促進事業

- ➡ 持続的な食料システムの確立に向けて、都道府県が地域の食品企業や農林漁業者等の多様な関係者が参加するコンソーシアムを設置し、**地域の核となる食品企業が農林漁業者等と連携・協調した新たなビジネスの創出や、食品企業間の協調を図る実証等**の取組を支援。

● 地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業

- ➡ 地域の食品企業や農林漁業者等が参加するコンソーシアムにおいて、**国産原材料の活用等の付加価値向上に向けた新しい食品ビジネスを創出**する取組等を支援。

● 持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち産地連携推進緊急対策事業補助金

- ➡ 食品製造事業者が実施する産地を支援する取組や**産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う機械設備の導入等**の取組を支援。

● 中小物流事業者の労働生産性向上事業

- ➡ 中小トラック運送事業者に対し、**荷役作業の効率化（荷役時間の短縮・荷役負担の軽減）等**に資する機器等の導入等に係る費用の一部を補助。

● 二地域居住等促進事業費補助金

- ➡ 二地域居住等における中長期的な課題の解決に向けた**先導的な取組を支援し、その課題や効果・影響等を検証することにより、課題解決に資する対策**や取組の実装を図る。

※加点措置のある補助金については、ポータルサイトで随時更新します。

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義②-4

- 以下などの**補助金で加点**を受けることができます。加点される補助金は、今後追加見込みです。

<他省庁補助金>

● 中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等 導入等支援事業

- ➡ 中小トラック運送事業者に対し、**荷役作業の効率化（荷役時間の短縮・荷役負担の軽減）等に資する機器等の導入等**に係る費用の一部を補助する。

● モーダルシフト等推進事業

- ➡ 温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、**荷主及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会が実施するモーダルシフト等の取組み**を支援。

※加点措置のある補助金については、ポータルサイトで随時更新します。

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義③

- 一定規模以上の企業は、**賃上げ促進税制**を活用時に**宣言が必要**です。**2022年度から拡充**された税制は、**2023年3月末以降の税務申告から適用**されます。

■ 賃上げ促進税制

継続雇用者の**賃金**を引き上げた場合、増加分の**15%以上（最大30%）**を法人税額等から控除。

（適用期間：2022年 4月～2024年3月に始まる事業年度）

【適用要件】

- 通常要件：継続雇用者給与等支給額が、前事業年度より**3%以上**増えていること

※ 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、上記の要件に加え、マルチステークホルダー方針を公表していることが必要

- 上乗せ要件①：継続雇用者給与等支給額が、前事業年度より**4%以上**増えていること
- 上乗せ要件②：教育訓練費の額が、前事業年度より**20%以上**増えていること

【税額控除】

控除対象雇用者給与等支給増加額の**15%**を法人税額又は所得税額から控除

税額控除率を**10%上乗せ**

税額控除率を**5%上乗せ**

マルチステークホルダー方針の中で、**パートナーシップ構築宣言を公表**していることが必要

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義④

- **コーポレートガバナンス・コード**では、サステナビリティを巡る課題として、「**取引先との公正・適正な取引**」が新たに位置づけられた。
- また、**コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針**においては、**取締役会の役割**として、「パートナーシップ構築宣言」の**宣言状況・実行状況を監督**することが新たに位置づけられた。

■コーポレートガバナンス・コード

(東京証券取引所 令和3年6月改訂) 抜粋

【原則2－3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】上場会社は、社会・環境問題をはじめとする**サステナビリティを巡る課題**について、適切な対応を行うべきである。

補充原則2－3① 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、**取引先との公正・適正な取引**、自然災害等への危機管理など、**サステナビリティを巡る課題への対応は**、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、**これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき**である。

■コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（C G Sガイドライン）

(平成29年3月策定・平成30年9月、R4年7月改訂)

※2022年7月19日改訂 C G S ガイドライン抜粋

取引先との公正・適正な取引については、監督の具体的な方法の一つとして、「**パートナーシップ構築宣言**」**を行っているかどうか**についての状況や、宣言している場合にはその**実行状況**について**取締役会が監督**することが有益である。

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義⑤

- **日本政策金融公庫の「企業活力強化資金」において、パートナーシップ構築宣言を宣言している企業が、宣言内容に基づく取組を実施するために必要な設備資金や長期の運転資金について、長期固定金利の資金融資を受けることが可能。**

企業活力強化貸付

JFC 日本政策金融公庫
中小企業事業

日本政策金融公庫 中小企業事業の

企業活力強化資金

中小事業者・サービス業者などの経営の近代化や流通機構の合理化、下請中小企業の振興、空き店舗などの解消を図る中小企業者を支援します。

対象者
経営の近代化、合理化および下請中小企業の振興など
を図る中小企業の方

次世代を見据えた
経営のために。

融資限度額
直接貸付
7億2千万円
代理貸付
1億2千万円

金利
長期固定

融資期間
設備資金
20年以内
(うち償還期間2年以内)
運転資金
7年以内
(うち償還期間2年以内)

	ご利用いただける方	ご利用いただける資金 (注1)	融資限度額	融資利率 (注2)	融資期間
A	卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業を営む方、またはこれらの方で構成された事業協同組合など	次の①～④に必要な設備資金および長期運転資金並びに⑤に必要な長期運転資金 ①合理化、共同化などを図るための設備の取得 ②セルフサービス店の取得 ③集配センターの取得 (卸売業者に限る) ④ショッピングセンターへの入居 (卸売業者を除く) ⑤販売促進・人材確保		設備資金 2億7千万円まで (土地に係る資金は除く) 特別利率① (一定の要件を満たす商店街の空き店舗へ出店するために必要な資金および地域商店街活性化法に規定する認定商店街活性化事業計画を作成した商店街振興組合などの地区において事業を行うために必要な資金については、2億7千万円を限度として、特別利率②) 2億7千万円超 基準利率 運転資金 基準利率	
B	中心市街地関連地域 (大規模店関連地域の一部および中心市街地など) において卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または不動産賃貸業を営む方 (注3)	上記Aの①～④および新分野への進出に必要な設備資金および長期運転資金並びに⑤に必要な長期運転資金		2億7千万円まで 特別利率②、① 2億7千万円超 基準利率	
C	中心市街地活性化法に規定する特定区域中心市街地経済活力向上事業計画の認定に基づき、中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業および同法第7条第10項第1号に掲げる事業のいずれかの事業を実施する方	当該事業を実施するために必要な設備資金および長期運転資金		特別利率③	設備資金 20年以内 (うち償還期間2年以内)
D	中心市街地活性化法に規定する特定区域中心市街地経済活力向上事業計画の認定に基づき整備された施設において卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業のいずれかの事業を営む方、またはこれらの方で構成された事業協同組合など	上記Bと同じ		2億7千万円まで 特別利率③ 2億7千万円超 基準利率	運転資金 7年以内 (うち償還期間2年以内)
E	下請中小企業振興法に基づき特定下請連携事業計画の認定を受けた連携体を構成する方	認定計画の実施のために必要な設備資金および長期運転資金	直接貸付 7億2千万円	2億7千万円まで (土地に係る資金は除く) 特別利率① 2億7千万円超 基準利率	
F	取引先に対する支払条件の改善に取り組む方	ご利用いただける方が必要な設備資金および長期運転資金	代理貸付 1億2千万円	基準利率 ただし、手形を完全現金化する方法または手形サイトを80日以内に短縮化する方法が必要とする資金については2億7千万円まで特別利率①	
G	親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小、発注内容の見直しまたは脱炭素化の取組みの要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む方	ご利用いただける方が必要な設備資金および長期運転資金		基準利率 ただし、脱炭素化の取組みの要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む方が必要とする資金については、2億7千万円まで特別利率①	
H	「パートナーシップ構築宣言」を「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録・公表している方	「パートナーシップ構築宣言」に記載された方針に基づく取組を実施するために必要な設備資金および長期運転資金		基準利率	

勞務費轉嫁指針

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

2023年11月29日
内閣官房・公正取引委員会

本指針 の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。